

桑野社労士&FP事務所だより

平成 28 年 3 月 15 日

第 72 号

〒614-8093 京都府八幡市八幡三本橋 18-169 若ビル 1 階

TEL 075-874-4629 FAX 075-874-4630

E-mail kuwano@cosmos.ocn.ne.jp HP www.kuwano.biz

平成 28 年 4 月 1 日から

障害者差別の禁止及び合理的配慮の提供義務

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正によって、次のように差別の禁止、合理的配慮の提供義務が新年度から施行され、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えるなどの措置が加わります。

差別の主な具体例

- **募集・採用の機会**：身体障害、知的障害、精神障害、車いすの利用、人工呼吸器の使用等を理由として、採用を拒否することなど。
- **賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用など**：障害者であることを理由として、①賃金を引き下げること、低い賃金を設定すること、昇給をさせないこと、②研修・現場実習を受けさせないこと、③食堂や休息室の利用を認めないなど。

ただし、職業能力等を適正に評価した結果、合理的な理由による異なる取り扱いをすることまで、禁止されるものではありません。

合理的配慮の主な具体例

- **募集・採用の配慮**：問題用紙を点訳・音訳すること、試験などで拡大読書器を利用できるようにすること、試験の回答時間を延長すること、回答方法を工夫することなど。
- **施設の整備・援助を行う者の配置など**：車いすを利用する方に合わせて、机や作業台の高さを調整すること。文字だけでなく、口頭での説明を行うこと。口頭だけでなく、分かりやすい文書・絵図を用いて説明すること。筆談ができるようにすること。手話通訳者・要約筆記者を配置・派遣すること。雇用主との間で、調整する相談員を置くこと。通勤時のラッシュを避けるため、勤務時間を変更すること。



ただし、事業主に対して過重な負担を及ぼすときは、提供義務を負いません。

苦情処理・紛争解決援助

事業主は、障害者に対する差別や合理的配慮の提供に係る事項について、障害者である労働者から苦情の申し出を受けたときは、その自主的な解決を図るように努めなければなりません。

当該事項に係る紛争は、個別労働紛争解決促進法の特例を設けて、都道府県労働局長が必要な助言・指導又は勧告をすることができるものとし、新たに創設する調停制度の対象とします。

法定雇用率の算定基礎の見直し

法定雇用率の算定基礎の対象に、新たに精神障害者を追加します(平成 30 年 4 月 1 日施行)。そして、法定雇用率は、原則 5 年ごとに見直します。

【法定雇用率の算定式】

法定雇用率 = (身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数 + 失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数) ÷ (常用労働者 - 除外率相当労働者 + 失業者)

※ 除外率相当労働者：障害者の就労が一般的に困難であると認められる業種に適用されている

【激変緩和措置の内容】

H25.4.1～H30.3.31

身体障害者と知的障害者を算定基礎として計算した率 (2.0%)

H30.4.1～H35.3.31 政令で定める率

H35.4.1～

身体障害者、知的障害者と精神障害者を算定基礎として計算した率

(裏面へ)

労働裁判判決事例 10

メリルリンチ・インベストメント・マネージャーズ
事件(東京地判平成15年9月17日)

労働者は、どのような場合に 秘密保持義務違反の責任を負うか

【事実】

投資顧問会社Yで、顧客担当責任者の地位にあったXは、上司から受けた嫌がらせについてA弁護士に相談した際に、Y会社の見込み顧客リスト、既存の顧客からの通信文、営業日報、Y会社のアプローチ方法を記した書類・人事情報に関する書類を、Aに渡していた。その際に、AはXの同意なしにこれらの資料を、第三者に開示しない旨の確約書を、Xに提出していた。

Y会社は、Xのこれらの行為が、秘密保持義務を課している就業規則の規定に違反するとして、懲戒解雇処分とした。Xは、懲戒解雇は無効であるとして、労働契約上の権利を有する地位にあることの確認等を求めて、訴えを提起した。



【判旨】 請求容認。

- I 企業の従業員は、労働契約上の義務として、業務上知り得た企業の秘密を、みだりに開示しない義務を負っている。
- II 投資顧問業者にとって、顧客に関連する情報管理を行うことは、企業運営上きわめて重要なことであり、Xは企業秘密に関する情報管理を厳格にすべき職責にあった者である。Xが、Y会社の許可なしに、企業秘密を含む本件各書類を業務以外の目的で使用したり、第三者に開示、交付することは、特段の事情がない限り、許されない。
- III Xが本件各書類をAに開示、交付したのは、自己の救済を求めるといった目的のためであり、これは不当な目的とはいえないこと、XはAから前記の確約書を得ていることを併せ考えると、特段の事情があるというべきであるから、Xが秘密保持義務に違反したとはいえない。

【説明】

労働者は、労働契約に基づく付随的義務として、信義則上、秘密保持義務を負います。就業規則上も秘密保持義務が定められていることが多く、それに違反した

労働者には、懲戒処分・解雇といった制裁が課せられたり、損害賠償請求がなされたりします。

本件において、秘密保持義務が否定されたのは、秘密を開示した相手が弁護士であり、しかも無断での情報開示をしないように確約させていることから、義務違反を否定する『特段の事情』が認められたという理由によります。

(次号に続く)

事務所からひとこと



3月6日に、高島市海津・西浜・知内地域文化的景観まちづくり協議会主催の「きゃんせ海津、早春編」に参加してきました。

この琵琶湖北西部の一带は、重要文化的景観に選定されています。選定地域は、琵琶湖をはじめとする河川や内湖、湖岸の石積みや共同井戸、漁港や砂浜の周辺など、古くから続いてきた水と共に生きる生活が息づいています。この地域は豪雪地域であるとともに、季節風による風や波の影響を強く受け、家屋には風除けの垣や板戸が用いられ、湖岸には石積みが築かれるなど、独特の生活景観が形成されています。また、知内川は、滋賀県有数のアユやビワマスの遡上河川で、ヤナ漁など独特の漁法が発達しています。そして、大津や京都に出荷するため、加賀藩の領地があったとの説明を受けました。

私たちは、JR マキノ駅に集合し、まず海津漁港から船に乗り込み、湖上から独特の石積みや漁獲のための仕掛けを見ました。そして、船から降りて街歩きをし、この地域の酒蔵「竹生嶋」(吉田酒造)の見学をしました。ここでは、4代目の社長に説明を受け、帰りには参加者全員が、できたての“生酒”300mlをいただきました。また、昼食は作家の遠藤周作氏がこよなく愛した「湖里庵」で、鮎ずしをはじめとする琵琶湖の魚尽くしをいただきました。

またひとつ、琵琶湖の歴史と自然に触れることができました。